

Q

21

登記事項に変更が生じた場合

補助人に選ばれた後、転居したため住所が変わりました。何か手続きが必要ですか。



A

まず、家庭裁判所にご連絡ください。その上で、東京法務局に、登記事項の変更の登記申請書を提出してください（後記「法務局関係申請書」参照）。

なお、この登記申請は東京法務局が窓口となります。大津地方法務局戸籍課では受け付けてもらえませんのでご注意ください。

【登記事項に変更が生じたら】

登記されている内容が現実とは異なる場合、補助人の仕事をする上で、不都合が生じるおそれがあります。

転居により住所が変わったり、婚姻、離婚、養子縁組などによって姓が変わったりした場合、家庭裁判所にご連絡いただくとともに、東京法務局に登記事項を変更するための登記申請書を提出していただきます。

なお、被補助人の登記事項に変更があった場合も同様です。

詳しくは、東京法務局のホームページをご覧ください。お近くの法務局にお問い合わせください。

◇法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/>

◇東京法務局ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/>

◇大津地方法務局

電話 077-522-4671（代表）